

# サラ金大銀行に借りたカネは返すな!

過払い金の返還請求をするためにはどんな手順が必要なのか。かいつまんで説明しよう(右の図参照)。

まず大切なのは、「いつから借りているのか」をはっきりさせること。ATMの支払い明細があれば十分。なくても記憶を元にある程度の日時を特定する。前述したように借り入れ時期が6年以上前なら過払い金が発生している可能性がある。詳細な取引状況を知るために、借入先に「全取引履歴」を請求する。

いまでは、サラ金業者の側も、裁判になれば必ず負けることを知っている。だから現在もグレーゾーン金利での貸し出しを行う一方、過払い金の返還請求に備え、各社とも2000億〜3000億円台の莫大な引き当てを積んだ。逆にいえば、サラ金業者も返還を覚悟をしているのである。

過払い返還請求は、弁護士や司法書士を介さず、個人で行うことも可能だ。「少々勉強が必要ですが、提訴するところまでは一般の人でも可能です。一般的に提訴するとサラ金業者は和解金を提示してくることが多い。その額で和解に納得するならばそれでもいいですし、満額返還してもらいたいと思うのであれば、弁護士や司法書士に任せたい方が無難かも知れません」(瀬井護士)

かつてはこの履歴の提出を渋る業者が大半だったが、現在は個人情報保護法でサラ金業者も利用者個人の求めに応じてその個人データを開示する義務を負うこととなったため、大手のサラ金ならまず開示してくれる。

開示された残高と金利の推移は、グレーゾーン金利で計算されたものだ。だから、これを法定金利に従って計算し直す「引き直し計算」をすれば、本来返済すべき額ははじき出せる。こ

に仕事は回ってこなくなってきたとき、山中で餓死しようとしたが、死にきれず15日目に保護された。

だが2度目の自殺未遂の後、川口さんの生活は一変した。債務整理を弁護士に相談した結果、サラ金からの借金はすべてなくなり、自分の稼ぎだけで生活できるようになったのだ。

弁護士の手で利息制限法に基づく本来の金利水準で計算し直してもらったところ、すでに元金の返済が済んでいたばかりか、莫大な



りだったグレーゾーン部分の金利を、契約者が取り戻せる可能性が一気に広がっているのである。

実際に、サラ金からカネを取り戻した人の話を聞いてみよう。

東海地方に住む川口修二さん(59歳、仮名)はサラ金の借金で2度自殺未遂をした経験を持つ。

若いころ勤務先の給料が遅れることがあったため、生活費を補填するためサラ金を使用した。すぐに毎月の利払いだけで10万円以上になったが、ボーナスでなんとか返済を続けた。

最初の自殺未遂はバブルの崩壊で、頼みのボーナスが出なくなったとき。クビを恐ろうとしたが、ヒモが切れて失敗した。2度目は、小泉構造改革で公共事業が減り、下請け仕事を請け負っていた川口さんのところ

「いまは過払い金の返還を求めて提訴すれば、100%に近い確率で勝てます。法定金利で計算し直せば5〜6年程度の取引期間のある人なら、借金の元金はほぼ返済されていますし、返済期間が7年にもなれば過払いが生じている可能性が極めて高い。心当たりのある人は、返還を求めない手はありません」

ほとんどのサラ金業者は「リボ払い」での貸し付けをメインにしている。リボ払いは借入限度枠を定め、毎月最低返済額以上を返していれば、限度枠の範囲でなんども借り増しができるといふ仕組みだ。

この方式で金を借りると、大半の利用者は借入限度枠一杯まで借りることになる。結局、いくら返済を続けても残債務が減らない悪循環に陥ってしまう。しかしその債務を法定金利で計算し直すと、5〜6年間、毎月返済している利用者なら、すでに完済していることになるという。

## サラ金業界も返還を覚悟した

以前は、「借り手が任意で支払っているのだから、利息制限法の上限を超えた金利の支払いも有効とみなす」という「貸金業規程法」に規定された「みなし弁済」という制度が判例でも認められていたため、サラ金業者が取りすぎた金利を返還することはまずなかった。

ところが、数年前から裁判所は「みなし弁済」が認められなくなり、一部にはまた全履歴を開示しない悪質業者もあるが、「貸した側の立証は貸した側が負う」(瀬井護士)が基本だ。業者が立証しないのであれば、借り手側が独自に計算すればいい。たとえば手持ちの契約書やATMの明細票などから取引経過を推定する「推定計算」や、業者が一部だけしか取引履歴を開示しない際には、その記録に示された最初の取引日の時点で残債務はゼロになっているとみなして、それ以後の返済金をすべて過払い扱いにする「残高無視計算」も判例では認められている。

過払い金の請求は、すでに借金を完済してしまった人、あるいは逆に自己破産をして裁判所から免責決定を受けた人、つまり借金を帳消しにしてもらった人でもできる。

「時効は10年ですので、最後の取引日から10年以内であれば、債務を完済してい

金額を余分に返すすぎた「過払い金」が存在するところが判明したのだ。

川口さんがカネを借りていた5つの業者が主張する貸付残高は約330万円だったが、弁護士が法定金利で計算し、さらに過払い金に年5%の利息をのせて計算すると、すでに返済を終え、逆に497万円以上の過払い金が存在することがわかった。最終的に川口さんは、438万円以上を取り戻すことに成功したのである。

「いまは過払い金の返還を求めて提訴すれば、100%に近い確率で勝てます。法定金利で計算し直せば5〜6年程度の取引期間のある人なら、借金の元金はほぼ返済されていますし、返済期間が7年にもなれば過払いが生じている可能性が極めて高い。心当たりのある人は、返還を求めない手はありません」

ほとんどのサラ金業者は「リボ払い」での貸し付けをメインにしている。リボ払いは借入限度枠を定め、毎月最低返済額以上を返していれば、限度枠の範囲でなんども借り増しができるといふ仕組みだ。

この方式で金を借りると、大半の利用者は借入限度枠一杯まで借りることになる。結局、いくら返済を続けても残債務が減らない悪循環に陥ってしまう。しかしその債務を法定金利で計算し直すと、5〜6年間、毎月返済している利用者なら、すでに完済していることになるという。

●セシモノ 気品の一 ●

**RAGLUX**

星野 仙一

ニューフォーマル ラグタイム

**ラグラックス**

TREND CONDUCTOR

株式会社 **ラグラックス信和**